

令和6年度熱海市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この調達方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき熱海市（以下「市」という。）が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者就労施設等の受注の増進を図り、もって障害者の就労支援及び自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市の全組織を対象とする。

3 調達の対象品目

本市において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

ア 縫製品（刺繍布巾、ぬいぐるみ、雑巾等）

イ その他（キーホルダー、メモ帳・ボールペンセット、しおり、防犯笛、絵馬等）

(2) 役務

ア 回収作業（ビン、缶等）

イ 分別作業（カレット等）

ウ 運搬作業（廃棄物等）

エ 草刈・清掃作業

オ 軽作業（広告袋づめ、段ボール折り等）

カ 印刷（名刺、はがき、ポスター、リーフレット等）

4 調達目標

令和6年度における調達目標額は、14,110千円とする。

5 担当窓口

本方針の担当窓口は、障がい福祉担当課とし、組織全体で推進に取り組む。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直したときは、市ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度に取りまとめ、市ホームページ等で公表する。

7 方針の見直し

この方針は、経済や雇用の情勢を考慮し、毎年度見直しを行うものとする。

附則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。